

Title	埼玉大學教授檜山武夫氏學位請求論文審査要旨
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1960
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.33, No.8 (1960. 8) ,p.71- 75
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600815-0071">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19600815-0071</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

と認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員

慶應義塾大學教授

法學博士

前原

光雄

慶應義塾大學教授

潮田

江次

慶應義塾大學教授

法學博士

英

修道

埼玉大學 教授 檜山武夫氏學位請求論文審査要旨

1 主論文 アメリカ憲法と基本的人權

2 參考論文 (1) アメリカ憲法史研究

(2) アメリカ憲法と資本主義の發展(嶺大紀要第五卷)

(3) アメリカの違憲裁判について(公法研究第十二號)

(4) 國民主權の下の司法權の獨立と憲法裁判權(公法研究第十一號)

(5) 近代民主國家における個人の自由(嶺大紀要第三卷)

(6) アメリカに於ける外國人及び外國系市民の

法的地位(比較法研究第七卷)

(7) アメリカ連邦憲法の改正について(公法研究第八號)

(8) アメリカにおける司法權優位制の成立(法學研究第二十三卷十一號、第二十五卷一號、九號)

提出された主論文「アメリカ憲法と基本的人權」および參考論文「アメリカ憲法史研究」ほか七篇についての審査の結果は、つぎの通りである。

まず主論文についてみるに、その内容はアメリカにおける人權問題の法理および社會的實態を、主に一八〇〇年代の終り頃から一九五八年にいたる間のアメリカ最高裁判所の判例を中心にして、研究したものである。提出者はこの研究を歴史的に、幅ひろい視野から互視的に、そして實證的にすすめたと序文で述べているので、この點も參考にして、本論文の要點、特色、學問的價值などをつぎに検討する。

本論文の第一章では、アメリカ憲法上における基本的人權の特質が、大陸法上のそれとイギリス法上のそれとの對比において追求されている。そしてその特色が前國家的、自然權的、絕對的および手續的な點にあることを明らかにする。この所説は、通説的で新奇な

ものではないが、それだけ妥當なものといわなければならぬ。

第二章では、アメリカが第一次世界大戦以後に制定した人権規制法中の主なるものについて、その内容を憲法との關連において検討する。同時に、これらの立法の審査を行つた最高裁判所の性格をも分析する。本章では提出者が独自の研究分野を開拓しようとする努力が認められる。即ち、本章の前半では、アメリカ議會の記録や各大學の Law Review などを中心に検討して、まだわが學界に殆んど紹介されていない諸事實を明らかにする。また本章の後半では、アメリカにおけるこの方面の研究分野における權威者であるエール大學の Fred Rodell 教授らの最新の研究成果を攝取して、最近におけるアメリカ最高裁判所の動向を實證的に分析する。その所論は獨創性に富むばかりでなく、おおむね妥當かつ正鵠をえたものといわざるをえない。

第三章では、第一次世界大戦の前後における最大の人権問題としての選抜徴兵法および防諜法をめぐつて纏起した諸問題が、また第四章ではアメリカの憲法學に特有にして且つ重要な人權の規制原理となつた警察權能 (Police Power) に關する問題が、それぞれ考察されている。これらの問題については、わが國でもこれまでに二、三の研究論文が發表されているが、それらは何れも斷片的ないしは紹介的の範圍を出ていなかった。しかるに本論文は、これらの問題

についてのアメリカ諸學者の學說を原典によつて解明するとともに、古くからの判例を系統的に考察することによつて、今日におけるこれらの問題の憲法的意義と社會的實態とを明らかにすることに成功している。この成功は、提出者の採用した特色ある丹念な判例取扱方法によるところが多いと思われる。わが國におけるこれまでの研究では一般に、判例は單に多數意見の要旨のみを引用するのが常であつた。しかるに提出者は、重要な事件についてはまず初めの事實問題と法律上の論争點とを明確にしたうえで、關係各判事の意見を多數意見や少數意見はむろんのこと、補足意見にいたるまでも引用して、これらと過去の判例との關係までも究明している。このような方法は、むろん直接に原典の判例集について研究しなければ、とうてい達成できない。

第五章では、本論文の中心課題である表現の自由に關する問題がとり扱われている。この分野では、最近わが國でも二、三のすぐれた研究業績が發表されている。しかしそれは何れも、對象を言論および出版の自由に對する制約に關する合憲性の審査基準の發見に限定している。しかるに提出者は、問題の單なる抽象的な法理的検討だけに満足しないで、その歴史的、社會的な實態の把握にとつて、わが國では未開拓のままで残されていた分野に検討の鋏を入れていく。即ちそれは、憲法上の表現の自由と、「交りによる罪」(Guilt

by association)、「議會の國政調査權、警察權能、忠誠計畫 (loyalty 又は fidelity program)」、「新聞、裁判所侮辱、ラジオ、並びに映畫などとの關係に關する諸問題である。提出者はこれらの問題を W. Blackstone, W. W. Willoughby, E. S. Corwin, R. E. Cushman, Z. Chafsee, R. D. Carr, D. Fellman, M. R. Konvitz などの諸權威者の學說を經とし、さらに二百件以上に及ぶ判例を緯として、整然たる理論的體系のもとに考察をすすめている。そのなかでも特に「交りによる罪」と忠誠計畫とについての研究は、その實態把握的確さと理論構成の精密さにおいて、わが國におけるこの問題研究の基礎を確立したものであるといふも過言ではないであらう。

第六章では、信教の自由に關する問題が論じられている。その中心をなすものは、モルモン教徒、良心的兵役拒否者および「エホバの證人」Jehovah's Witnesses なる一宗派に關する問題である。このなかでも、當時いまだ一夫多妻主義者であつたモルモン教徒と憲法第一條第五節第一項にもとづく各議院の議員資格判定權との關係は、わが學界にはじめて紹介された問題である。また良心的兵役拒否者と憲法上の信教の自由の限界とに關する問題については、わが國ではすでに高木八尺博士によるすぐれた研究がある。しかし新しい資料にもとづいてより廣い視角からより精密に論證されている

點で、本論文はわが學界に對する新しい一つの寄與であるといふことができる。

第七章は學問の自由に、第八章は勞働者の權利に、第九章は人身の自由、それぞれ關する問題をとり扱つてゐる。學問の自由については、それが憲法上の明文の權利ではなく、主に條理法や慣習法によつて成立したものであるといへ、それが修正第一條の表現の自由や修正第五條および修正第十四條の適法手續條項による保障の對象となる場合があるという意味ではまさに憲法問題の一つである、と提出者は主張する。この立場は通説的のものではあるが、そのうゑに立つて展開する教員の身分保障の問題や忠誠宣誓の問題などは、日本では提出者がはじめて解明した研究領域である。

第八章の勞働者の權利に關する問題については、わが國にも勞働法學者の手になる若干の勞作がある。しかしそれらの殆んどすべては、アメリカ勞働法の枠内での解釋論であつて、本論文のように憲法上の權利としての意義や範圍を検討したものについては、いまだ他にその例をみない。そのうゑ本論文は、問題を社會的並びに經濟的背景のもとで判例法の變遷を通じて確認して行くという方法をとつてゐるが、この方法による研究成果はまことに効果的である。

第九章の人身の自由に關する問題もきわめて綿密に追求されている。アメリカ憲法上の基本的人權の特質の一つが手續的な點にある

ことを指摘した提出者は、この特質が本問題に最も顯著に現われていることを主張する。そしてこの立場から、自白の任意性をはじめとする計十三項におよぶ刑事手續上の人權保障の法理を解明する。そのなかでも、特に修正第五條のいわゆる不利益證言の拒否權に關する研究は、日本國憲法第三十八條の黙秘權との關連において、わが憲法學に對して參考となるところが少くないと思われる。

最後の第十章では、アメリカにおける黑人及び日系米人の人權問題がとり上げられている。このなかで黑人に關する問題は、最近わが國でも特に白人との共學問題と、交通機關内の座席の差別問題とが一時ジャーナリズムを賑わせたが、これを憲法上の問題として學問的に追求したのは本論文がはじめてである。本章ではこれらの二問題のほかに、陪審員となる權利、リンチ、投票權、居住權、雇用の調査とにもついて究明されている。日系米人の人權問題についても、第二次大戰中における彼らに對する處遇や戰犯裁判をめぐる、アメリカ憲法上きわめて重大な問題がふくまれているが、本論文はこれらの點についてもあますところなく検討を加えている。

次に參考論文の審査結果について一言する。

まずそのなかで、單行本として既刊された「アメリカ憲法史研

究」をみる。その第一章は、アメリカにおける人權思想の性質と方法とを決定した要因として歴史的、自然的、社會的の三つの背景をあげて、それぞれについて詳論する。なかでも、第三の社會的背景については、多くの權威ある統計を利用して、極めてユニークな見解を展開している。第二章以下第十一章までにおいては、合衆國憲法の制定、ジェファソン・デモクラシー、ジャクソン・デモクラシーおよび南北戰爭などを経て、人權を中心にして次第に確立されて行くアメリカ民主政治の形成過程とその内容とが追求される。そして最後は、ルーズヴェルトのニュー・ディールによる新秩序の誕生と、第十二章におけるアメリカ憲法の將來の展望とで終わっている。

以上でもわかるように、本論文は終始一貫して人權思想の發展の解明を主題としている點において、きわめて獨創的なものといえる。しかもその論證のために、約二百件にのぼる最高裁の判例が引用されているが、そのとり扱いは、主論文のそれと同じききわめて特徴的である。主論文が人權問題についての判例研究を主としたいわば法理論であるのに對し、本論文はその歴史的發展を主に追求したいわば歴史篇をなすものである。兩者はともにアメリカにおける人權問題の憲法學的研究という共通の目的に統一されて、互に他を補完し、全體としての學問的價值を高める姉妹篇をなすものである。

本書以外の七篇の参考論文は、日本國憲法とイギリス憲法とに關するもの各一篇を除いて、他はすべてアメリカ憲法に關する研究である。これらは小篇ではあるが、何れも權威ある學術誌上で發表されたものである。その學問的價值については、すでに定評がある。また發表の年月がまことに規則的に繼續していることは、長い年月にわたる提出者のたゆまない研究努力を實證するものといふことができる。

以上、主論文および参考論文を審査した結果、わが學界におけるアメリカ研究の未開拓分野を、獨自の方法で、新たに開拓して大いに寄與した學問的業績は、これを可能にした提出者の學識並びに誠實眞摯な人柄と相俟つて、法學博士の學位を授與するに充分なものと認める。

昭和三十五年三月十八日

審査委員	慶應義塾大學教授	法學博士	藤原	守胤
	慶應義塾大學教授		潮田	江次
	慶應義塾大學教授		伊藤	政寛

横濱國立大學  
助教授 水戸部正男氏學位請求論文審査要旨

1 主論文 公家新制の研究

2 副論文 (1) 鎌倉幕府の成立時期について

(2) 殿下渡領の性質

水戸部正男氏提出の學位請求論文について審査した結果は、次の通りである。

先ず主論文は、次のごとき構成である。

序文

一 新制とは何か 二 平安鎌倉時代の公家新制一覽

第一章 初期の新制

第二章 平安時代の公家新制

一 天延三年及び天元五年の新制

二 一條天皇時代の新制

(一) 永延元年三月五日新制 (二) 尾張國郡司百姓解文の九ヶ條官符  
(三) 正曆元年四月一日の官宣旨 (四) 長保年代の新制 (イ) 長保元年  
七月二十七日新制 (ロ) 長保二年六月五日新制 (ウ) 長保三年壬十